

☆心折れそう・・医療的ケア児に付き添う保護者

朝日新聞デジタル 2017年10月25日

http://digital.asahi.com/articles/ASKBS77CTKBSUBQU020.html?iref=com_apitop

> 文部科学省の調査で、日常的に人工呼吸器などが必要な「医療的ケア児」が通学する際、6割以上が保護者に付き添われていることが明らかになった。校内で待機する「待機保護者」も多く、文科省は都道府県などに改善を求めた。

調査は1056校の公立特別支援学校が対象。医療的ケアが必要な通学生（幼稚部～高等部）は5357人で、6割以上が通学や学校生活で保護者に付き添わっていた。登下校と学校生活の両方は809人。学校生活だけでも17人いた（2016年5月）。校内での付き添いの半数以上は学校側などの要望だ。文科省によると、子どもが人工呼吸器を使う場合が多い。付き添いの平均日数は「週5回」（36・2%）、「週1回」（32・3%）の順で、平均時間は「4時間以上」（57・9%）が最多だった。

厚生労働省の研究班のアンケートでは、特別支援学校に子どもを通わせている保護者約4600人のうち7割以上が「付き添いが生活や就労状況などに影響があった」と回答した。失職や転職、引っ越しなどを余儀なくされたという。

負担軽減のため、文科省は13年度から特別支援学校の看護師配置費を補助している。16年度は計1665人の看護師が配置された。16年度からは一般校にも補助している。担当者は「まずは、医療的ケアを担える看護師がいるのに、学校で保護者を待機させているケースを減らしたい」と説明。都道府県と指定市に対し、待機や付き添いを減らすように求めている。

■7年間、6時間「待機保護者」の日々

流し台にたまつた食器や山積みの洗濯物は、朝、自宅を出たときのままだ。新潟市に住む富樫明子さん（46）の家事は、いつも午後4時すぎから。同じ生活が7年間続く。「疲れ切って、心が折れそう」。毎日、新潟県立の特別支援学校に通う高校3年の長女鈴さん（17）に約6時間付き添う「待機保護者」。脳性マヒの影響で呼吸が浅い鈴さんには人工呼吸器が必要だ。

体調不良でも付き添いは休めず、病院に行きづらい。のどに痛みを感じた昨秋は、1週間市販薬でしのいだ。その後の受診で、へんとう切除が検討されるほど悪化していた。「体力が続かない。夫婦のどちらかが倒れたら生活が破綻（はたん）する」

待機保護者は特別支援学校だけの問題ではない。岡山市の足立真悟さん（34）も今春までの約3年、学校の要望で市立小学校に通う5年生の長男大和君（11）に付き添った。介護休暇や育休、有給休暇を使った。

足立さんは「休職が長くなると家計が苦しくなる。付き添いをなくしてほしい」と求めたが認められず、生活保護の受給などを提案されたという。足立さんは「会社があり、健康に問題もない。保護を受けるのは違う」と拒んだ。家賃の支払いなどが滞り、大和君の治療のために積み立てた約500万円を使った。「貯金はほとんどなくなつた。今後の生活が不安」

付き添いについては大和君の入学以降、再三相談してきた。看護師資格を持った看護支援員が大和君に付き添う週1日だけでもなくしてほしいという要望も通らなかつた。

市教委の担当者は「医者もいない、医療設備もない普通学校で人工呼吸器の操作看護支援員に任せるのは負担が大きい」と話す。

■ 1万7千人推計 自治体判断はさまざま

厚生労働省の研究班によると、19歳以下の「医療的ケア児」は約1万7千人（15年度）と推計され、10年間で8千人近く増えた。医学の進歩が影響しているが、高度なケアも求められる。ただ、人工呼吸器など命に関わる機器の扱いまで看護師に任せるのかは自治体によって判断が異なる。

47都道府県立の特別支援学校の場合、6月現在で、12都県が人工呼吸器を使う子どもには原則、保護者に付き添いを求めていた。新潟県教委は「指針で看護師は人工呼吸器を扱わない」。秋田県は「実施要綱で保護者対応と決まっている」。長野県は「命に関わるので慎重に構える必要がある」が理由だ。

付き添いを求めていないのは5県。看護師らが子どもごとに異なる医療的ケアの方法に慣れ、さらに保護者との信頼関係をつくりながら、少しずつ付き添いをなくしていた。付き添い負担を軽減したい考えだ。山梨県は「研修などで看護師に技術を身につけてもらっている」という。4県は病院併設の特別支援学校や訪問教育で対応していた。

「個別に検討している」は26道府県。人工呼吸器を使う子どもを受け入れたことがない自治体もあり、実際の対応ははつきりしない。

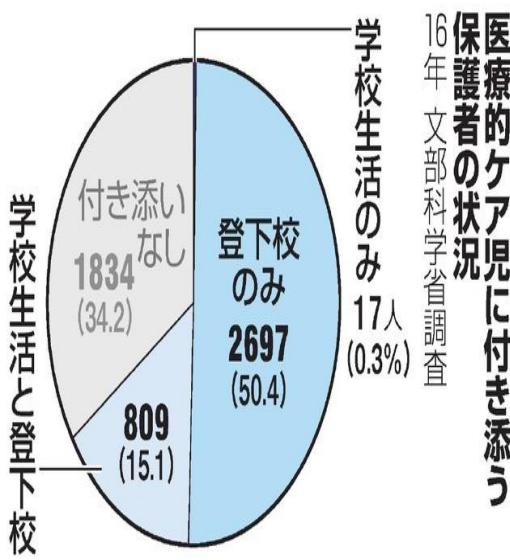
日本看護協会の荒木暁子常任理事は「医療的ケア児のリスクにどう向き合うかが大切。看護師が対応を覚える研修や、学校のサポート体制が必要だ」と話す。

文科省は今年度、5道府県2市に事業委託し、人工呼吸器など高度な医療的ケアが必要な子どもへの対応マニュアル作成を研究中だ。対応方法を周知し、付き添いを減らす考えだ。

■ 医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。文部科学省の調査によると、2016年度、全国の特別支援学校に在籍する医療的ケア児は8116人で、07年度に比べて1・3倍。人工呼吸器を使う医療的ケア児の割合も16年度は16・4%で、07年度に比べて割合が約2倍になっている。

…などと伝えています。



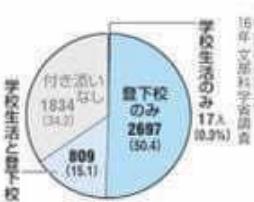


長男大和くん（右）に付添う足立真悟さん。
娘（たん）の受引時の人手呼び喚着地は、保護
者に求められている。『関山市立第一小学校』

「医療的ケア児」通学 保護者の6割同行

人工呼吸器やなんの吸引、
医療的ケア児
胃ろうによる栄養介助など
の生活支援が日常的に必要な
子どものこと』文部科学省の
調査によると、2016年
度、全国の特別支援学校に在
籍する医療的ケア児は811人
(6%)、07年度に比べて4
3倍。人工呼吸器を使う医療
的ケア児の割合も07年度は10
・4%で、07年度に比べて要
合が約2倍になつている。

付き添い7年「心折れそう」



厚生労働省の研究班によると、19歳以下の「医療的」者体によつて判断が異なると、医師によつて判断が異なる。10歳未満に任せるのが白けた。15年度は計画され、10年間で8千人近く増えた。
医学の進歩が影響しているが、高度なケアも求められる。ただ、人工呼吸器などに困る障害の扱いまで、学校の場合、8月現在で、12都道府県立の特別支援学校が、子どもには原則保護者に付き添いを求めていた。新潟県教委は、「指針で看護課長も秋葉は

田井は「実施医療を保つない」として、人工呼吸器を接続しない対応と決まっている。野県は「命に関わるのに対応と決まっている。」
理由た。
付されたいを求めていない。私は5歳。看護師らが子供に「ここに異なる医療的ケガ」に

看護師の対応自治体で差

山市足立高治さん(36)も、生活保護の手当などをすすめられたといつ。足立さんは「会社があり、健康に問題もない。保護を受けるのは違う」と拒んだ。実費も支拂はれた。

文科省
都道府
調査は、いよいよ本校の公立特別支援学校が対象。医療的ケアが必要な通学生（幼稚部・高等部）は533人で、6割以上が通学や学校生活で保護者に付属があった。

文科省「改善を」

都道府県などに

文部省は今年度、5道府県
2市に事業実証、人工呼吸器など高度な医療的ケ
アが必要な子どもへの対応マニュアル作成を研究中
だ。対応方法を周知し、付
き合いを減らす考えだ。
(保健室)

支払いなどが重り、大和の治療のために積み立て約500万円を使つた。町金はほとんどなくなつて、「今後の生活が不安」市教委の担当者は「既者を看護支援に任せることを看護支援に任せることは負担が大きい」と話す。一方で、医療設備もなき普通学校で人工呼吸器のないまま、4年生は病院で授業を受けた。問題で対応していたのは、別に検討している「は26道府県、人工呼吸器を使う子どもを受け入れたことがない自治体もあり、実際の対応ははつきりしな

※関連サイト……

☆文部科学省 新着情報平成 29 年 04 月 19 日 初等中等教育局特別支援教育課

※公立特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の学校生活
及び登下校における保護者等の付添いに関する実態調査の結果について

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1384437.htm

*その結果 PDF (平成 28 年 5 月 1 日時点)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1384437_1.pdf

△医療的ケア必要な特別支援学校の通学生、4割弱が週 5 日保護者等付添い

リセマム 2017.4.20

<https://resemom.jp/article/2017/04/20/37721.html>

> 文部科学省は 4 月 19 日、公立特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の学校生活および登下校における保護者等の付添いに関する実態調査の結果について公表した。
…などと伝えています。(ワード版でも整理掲載)

<http://www.mcnet.or.jp/download/pdfdata/20170420-risemamu-.pdf>

☆特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について

文部科学省 平成 23 年 12 月 20 日

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1314530.htm

> *2. 実施体制の整備

(5) 特定行為を実施する場所

1. 特別支援学校で特定行為を教員等が行うのは、児童生徒等の教育活動を行うためであることを踏まえ、始業から終業までの教育課程内における実施を基本とすること。また、遠足や社会見学などの校外学習における実施に当たっては、校内における実施と比較してリスクが大きいことから、看護師等の対応を基本とすること。なお、個々の児童生徒等の状態に応じて看護師等以外の者による対応が可能と判断される場合には、医療機関等との連携協力体制、緊急時の対応を十分確認の上、教員等による対応も考えられること。
2. スクールバスの送迎において、乗車中に喀痰吸引が必要になる場合には、日常とは異なる場所での対応となり、移動中の対応は危険性が高いことなどから、看護師等による対応が必要であるとともに、看護師等が対応する場合であっても慎重に対応すること。

☆特別支援教育 平成 29 年度実施事業

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h29/1395407.htm

> 学校における医療的ケア実施体制構築事業 (4,495 万円)

医療技術の進歩等を背景として、例えば、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為が必要な児童生徒等の在籍が、学校において増加している。そのため、学校において、医師と連携した校内支援体制を構築するとともに、学校において高度な医療的ケアに対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成するなど、医療的ケア実施体制の充実を図る。